

隠岐の島町 お知らせ便

第305号（令和2年3月18日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

- 【お知らせ】
- フェリー船内・船上の禁煙及び喫煙場所について
 - 4月の休日当番医
 - 軽自動車税（種別割）の減免申請について
 - 西郷大橋の全面通行止について
 - 令和2年度隠岐の島町タクシー利用助成事業について
 - PCB使用照明器具（安定器）の処理について
 - 合同入社激励会の開催
 - 春期新入・若手社員合同研修の開催

【募集】

- シヨブフェア（合同企業説明会）の参加事業所の募集

お知らせ便別冊

- 毎年受けよう！特定健診・後期高齢者健診のご案内
- 第15回隠岐の島ウルトラマラソン一般ボランティアスタッフの募集
- 第15回隠岐の島ウルトラマラソンスターターの募集

※今回掲載の催し等については、新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては開催を中止または延期する場合がありますのでご了承下さい。



お知らせ

フェリー船内・船上の禁煙及び喫煙場所について

「受動喫煙防止法」が4月1日から施行されることに伴い、フェリー船内の禁煙についてお知らせします。

現在の2等室、特2等室、1等室に加え、特等室、特別室までの全室、船上デッキは全て禁煙とします。

法の施行を前に、ドック期間中、各フェリー喫煙室の移設、改造を行いました（デッキの灰皿は撤去しました）。

4月1日からフェリー船内の喫煙室のみ喫煙可能となります。また電子煙草等も同様の扱いとなります。

【喫煙室】

- ・フェリーおき
- ・客室フロア1階（現行と同じ）
- ・フェリーくにか
- ・客室フロア2階（船尾側）
- ・フェリーしらしま
- ・客室フロア2階（船尾側）

◆問合わせ先

隠岐汽船株式会社
電話 2-1122

4月の休日当番医

4月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	電話番号
5日（日）	半田内科クリニック	2-6280
12日（日）	宇野内科医院	2-2572
19日（日）	高梨医院	2-0049
26日（日）	半田内科クリニック	2-6280
29日（水）	宇野内科医院	2-2572

※当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.okikouiki.jp/>)

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。休日の救急受診が必要なときは、当番医院を受診しましょう。

※受付時間は午前7時から午後7時までです。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

◆問合わせ先

隠岐広域連合総務課
電話 6-9150

軽自動車税（種別割）の減免申請について

町では、心身に障がいのある方の生活のために使用するなど、一定の要件を満たす場合については、申請によって軽自動車税（種別割）の減免をしています。

減免対象となる障がいの区分や級別などの詳細は、役場税務課までお問い合わせください。

●申請期限

5月25日（月）まで

●対象となる軽自動車

- ①身体障がい者等本人が運転する軽自動車、身体障がい者等と生計を一にする方が運転する軽自動車、身体障がい者等のみで構成される世帯の方のために、常時介護する方が運転する軽自動車
- ②身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様に製造されている軽自動車
- ③公益のために直接使用する軽自動車

●申請に必要なもの

- ①軽自動車税減免申請書
- ②身体障がい者手帳等
- ③自動車検査証④運転免許証
- ⑤印鑑⑥納税義務者の個人番号

を確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号つき住民票の写しのいずれか1つ）
※個人番号の記入が困難な場合、当面の間は、記入がなくても受け付けます。

◆問い合わせ先

役場 税務課住民税係

電話 218574



西郷大橋の全面通行止について

西郷大橋の耐震補強工事に伴い、西郷大橋付近において左記の期間中全面通行止を行います。具体的な全面通行止実施日については町内放送及び町ホームページでお知らせします。迂回路は主要地方道隠岐空港線をご利用ください。

なお、天候等により全面通行止を取りやめる場合は、当日朝の町内放送でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●全面通行止期間（予定）

- ①令和2年4月上旬から4月下旬のうち10日間程度
 - ②令和2年8月から令和3年2月のうち10日間程度
 - ③令和3年6月から7月のうち10日間程度
- ただし、日曜日は除きます。

●規制時間

午前10時から午後3時まで

●その他

歩行者及び自転車は通行可能です。

期間中、作業内容により全面通行止を行わず、片側交互通行とする日もあります。



◆問い合わせ先

島根県隠岐支庁県土整備局
農道整備課

電話219654

令和2年度隠岐の島町タクシー利用助成事業について

高齢者や障がい者の方々などの移動支援を目的として、令和2年度タクシー利用助成事業を4月から実施します。

●助成対象者

次の(1)～(4)のすべてに該当する方。

- (1) 隠岐の島町内に住所があり、在宅で生活する方で、運転免許を保有していない方
- (2) 本人及び同居する世帯全員の当該年度の住民税が非課税の方
- (3) 本人及び同居する世帯全員が隠岐の島町の町税等の滞納がない方
- (4) 次のいずれかに該当する方
 (一つでも該当すれば対象となります)
 ア・70歳以上
 イ・要介護1以上の認定を受けている
 ウ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている
 エ・療育手帳Aの交付を受けている
 オ・精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている
 カ・日常的に車いすリフト付き車両及び、ストレッチャー付き車両を利用する必要がある

●助成内容

対象者の居住地から主要な目的地(隠岐病院)までの距離、料金などを勘案し、以下の表1に掲げる助成券を1世帯1年度につき、申請月に応じた枚数を交付します。

●申請の方法

「タクシー利用助成券交付申請書」に必要な事項をご記入の上、役場福祉課、各支所、出張所までご提出ください。審査の上、助成対象の可否を決定し、後日、「対象者証」と「助成券」を交付します。

申請書は各受付窓口においてあります。申請書の郵送を希望される場合は、ご連絡ください。また、町ホームページからもダウンロードできます。

●申請期間

3月18日(水)～随時受け付けています

●利用方法

タクシー乗車時に、「対象者証」を運転手に提示し、降車時には「助成券」を渡し、助成額を控除した金額で料金を精算してください。

利用者1人につき1回の乗車で5枚を限度として使用できます。

対象者証を交付された方との相乗りは、付き添い乗車としてなら可能です。

●留意事項

- ・助成券に記載してある期間以外は使用できません。
- ・対象者証及び助成券の貸与・譲渡は禁止します。
- ・対象者証及び助成券の紛失、汚損などによる再交付はできません。

◆問い合わせ先

役場 福祉課高齢者福祉係
電話 214500

助成対象者の居住地名	助成額 (1枚あたり)	申請月ごとの 支給枚数
城北町・有木・平・池田・栄町・中町・西町・港町 東町・下西・西田・原田・上西・東郷・飯田・岬町 今津・加茂・犬来・釜・都万(歌木のみ)	300円	●R2年3～7月に 申請された方 60枚 ●R2年8～11月に 申請された方 40枚
大久・那久路・小路・郡・山田・苗代田・南方 北方・代・久見・向ヶ丘・中村・元屋・湊・西村 伊後・布施・卯敷・飯美・蛸木・津戸・都万・那久 油井・蔵田	600円	●R2年12月～R3年3月に 申請された方 20枚

PCB使用照明器具 (安定器)の処理について

PCBを使用した業務用の照明器具(安定器)の処分期間の末日である令和3年3月末まで1年を切りました。

PCBを使用した照明器具(安定器)は、昭和52年3月までに建築・改修された事業用の建物に使用されている可能性があります。可能性が御座います。可能性のある建物をお持ちの方は、速やかに確認をお願いいたします。詳しい調査方法は隠岐保健所へお問い合わせ下さい。なお、一般家庭用の照明器具にはPCBは使われていません。

◆問い合わせ先

隠岐保健所環境衛生課
電話 219719

合同入社激励会の開催

この春、町内事業所に入社される社員の方を対象に、入社激励会を開催します。これからの隠岐の島町を担う若手人材の入社を歓迎し、地元で働くことの意味の自覚を促すとともに、職場を越えた交流や仲間づくりを後押しします。

●日時

4月16日（木）
午前10時から正午まで

●場所

隠岐島文化会館
2階 集会室

●対象

令和2年度新入社員の方
※事業所代表者の方もご出席を
お願ひします。

●内容（予定）

町長挨拶、先輩社会人激励メッ
セージ、新入社員自己紹介、昼食
懇談会など

●申込方法

事業所を通じ、4月9日（木）
までにFAXでお申込みくださ
い。

※申込書は、町ホームページに
掲載しています。

◆申込・問い合わせ先

役場商工観光課商工労働係

電話218575

春期新入・若手社員合同 研修の開催

町内事業所に勤務する若手社
員の方を対象に、基本のビジネ
スマナー等を学ぶ研修を開催し
ます。

●日時

4月16日（木）
午後1時から午後5時まで

●場所

隠岐島文化会館
2階 集会室

●対象

社会人3年目までの方（目安）

●内容（予定）

基本のビジネススマナー、職場内
コミュニケーション、仕事と
まく向き合う方法など

●講師

アヴァンティ

代表 山根 愛 氏

●受講料

1,500円

※隠岐の島町雇用対策協議会会
員事業所は無料となります。

●申込方法

事業所を通じ、4月9日（木）
までにFAXでお申込みくださ
い。

※申込書は、町ホームページに
掲載しています。

◆申込・問い合わせ先

役場商工観光課商工労働係

電話218575



募集

ジョブフェア（合同企業 説明会）の参加事業所の 募集

若年者の地元就職促進と、早
期からの職業意識形成を目的と
して、企業説明会を次のとおり
開催します。この説明会にご参
加いただける事業所を募集して
います。

●日時

7月7日（火）
午後2時から4時まで

●会場

隠岐の島町総合体育館
（レインボーアリーナ）

●参加予定者

町内の中学生・高校生
約470名

●対象事業所

町内に事業所を設け、新規学卒
者の採用を計画または検討して
いる事業所であって、生徒の早
期からの職業意識形成にご協力
頂ける事業所。

※採用後、隠岐に定住できる（数
年間の転勤を経た後の場合を含
む）ことを条件とします。なお、

複数の雇用形態がある場合な
ど、ご不明な点があればご相談
ください。

●募集事業所数

先着50事業所（予定）

●申込締切

4月20日（月）

※申込用紙は町ホームページよ
りダウンロードできます。

●主催

ハローワーク隠岐の島、隠岐の
島町雇用対策協議会、隠岐の島
町、隠岐の島町教育委員会、隠岐
の島町商工会

◆申込・問い合わせ先

ハローワーク隠岐の島

電話210161